

多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金の補助制度が拡充されます！

※この拡充は令和5年第3回多摩市議会定例会（9月議会）で可決された場合に開始となります。

◆拡充の対象保護者

令和5年10月から補助制度が2点拡充されます。以下の条件に該当する場合は、案内内容をご覧ください。

- 令和5年度園児保護者補助金の支給対象で対象児童に兄・姉がいる場合
→この面の下方の案内をご覧ください。
- 兄・姉がいて満3歳児クラスに在籍する児童が預かり保育を使う場合
→裏面の案内をご覧ください。

【令和5年度園児保護者補助金の支給対象で対象児童に兄・姉がいる場合】

階層算定の多子（きょうだい）カウントの方法が以下のように変更になります。

（旧）生計を同一にする小学3年生までの兄・姉の中で対象児童が第何子かでカウント

（新）生計を同一にするすべての兄・姉の中で対象児童が第何子かでカウント

つまり、すべてのきょうだいのなかで対象児童が第何子かで階層判定されます。追加手続きは不要です。階層区分や補助上限額等については多摩市公式ホームページ内検索バーより「多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金」で検索してPDFファイルをご覧ください。

【階層算定が変更となる方の例】

第3子が○×幼稚園（現行制度幼稚園）に通っていて、小学1年生の兄と、小学4年生の姉がおり、世帯収入は600万円（区分4相当）くらいである。保育料は月額30,000円だけど、子育てのための施設等利用給付で支給される25,700円が差し引かれるので、4,300円を保育料として、また光熱費などのその他納付金1,000円の合計5,300円を毎月○×幼稚園に支払っている。

～これまで～

多子カウントの基準が小学3年生までなので、小学4年生の姉はカウントされず、対象児童は第2子の算定となり、補助上限額は1,800円になる。なので、保育料の保護者負担4,300円のうち1,800円が後から補助され、実質の負担は保育料2,500円とその他納付金1,000円の合計3,500円となる。

～令和5年10月から～

すべてのきょうだいが多子カウントされるため、対象児童は第3子となり、区分4の3子以降の補助上限額11,600円まで補助が受けられる。なので、保育料の保護者負担は実質0円となる。また、第3子以降区分はその他納付金の補助対象となる（※）ため、その他負担金も補助対象となり、保護者負担がなくなります。ただし、園児保護者補助金の補助対象でない費用についてはこれまでと同様に保護者負担となります。

新制度幼稚園は入園料や保育料が無償になっているため、園児保護者補助金の補助対象金額は光熱費などの特定負担額となります。こちらも、従前の制度で保護者負担が生じており、例の世帯のように階層算定が変更となることで補助上限額が上がる場合は、これまでよりも補助される金額が増加します。

（※）階層区分や対象児童が第何子かで、対象経費が変わります。

（裏に続く）

【兄・姉がいて満3歳児クラスに在籍する児童が預かり保育を使う場合】

以下の条件のすべてに当てはまる場合、事前に認定を受けることで日額 450 円を上限に預かり保育利用料を補助します。認定の希望する場合は、必ず補助を受ける日までに申請を行ってください。なお、本事業の幼稚園には認定こども園の1号を含みます。

～条件（補助対象者）～

- A 多摩市民
- B 課税世帯（※）
- C 預かり保育を利用する対象児童に生計を同一にする兄・姉が1人以上いる
- D 私立幼稚園の満3歳児クラスに在籍し、1号認定または新1号認定を持っている
- E 両親の保育の必要性の要件（就労や疾病等）がある
- F 対象児童の多摩市私立幼稚園等利用多子世帯預かり保育負担軽減補助対象者認定証を持っている

（※）非課税世帯の場合は子育てのための施設等利用給付認定を受けることで、兄・姉の有無にかかわらず補助対象となることがあります。

～補助を受ける方法～

- 1 対象児童の多摩市私立幼稚園等利用多子世帯預かり保育負担軽減補助対象者認定申請書（認定申請書）と両親分の保育の必要性の要件書類を多摩市へ提出してください。認定申請書や就労証明書等は多摩市公式ホームページか多摩市役所子育て支援課窓口で入手できます。（不備がなければ提出日から認定となりますが、認定日のさかのぼりはありません。支給は認定された日の利用分からです）
また、令和5年1月2日以降に多摩市へ転入した場合は本認定の審査のために課税証明書等が必要になります。ただし、私立幼稚園等園児保護者補助金の申請時等に課税証明書等を提出して、これを参照することに同意する場合は、課税証明書等の提出が不要となります。
- 2 認定申請書の提出から翌月中までに郵送される認定証を預かり保育の補助を利用する期間、大事に保管してください。郵送される認定申請書が受理された後、すぐに預かり保育を利用する場合は幼稚園の先生へ認定申請をした旨を伝えてください。
- 3 事前の準備は以上になります。補助の受給方法については、代理受領（幼稚園から請求される預かり保育料が減る方法）と償還払い（3か月ごとに交付申請書と幼稚園が発行する提供証明書・領収書を提出することで、対象金額が口座へ入金される方法）があり、これらは施設により異なります。詳しくは幼稚園の方にお伺いください。

～補助金額～

〈日額補助上限 450 円×利用日数〉と〈在籍する幼稚園の1か月の預かり保育料〉のうち低いほうが補助金額となります。また、在籍する幼稚園が預かり保育の基準を満たしておらず、別の一時預かり保育事業・幼稚園型Ⅰ（実施している預かり保育類型については幼稚園へお伺いください）を利用する場合も、月額 16,300 円を上限に補助します。

なお、多摩市内の幼稚園は全園で預かり保育の基準を満たしています。



多摩市 子ども青少年部 子育て支援課
計画推進・保育担当
〒206-8666 多摩市関戸6-12-1
電話 042-338-6850(直通)